

新型コロナ事業者支援緊急対策事業

①冬春トマト所得回復緊急対策事業

R3.12.21 農産園芸課

事業目的

本県の冬春トマトでは、新型コロナの影響で外食需要が減少するなど、需給バランスの崩れによる価格低迷が顕在化している。また、黄変果を中心とした品質低下も問題となっており、出荷ピーク期の所得確保が喫緊の課題である。

そこで、新型コロナで影響を受けたトマト農家に対し、品質向上による早急な所得回復を図るため、黄変果対策に必要な遮光資材導入を支援する。

実施期間

令和3年度

予算額

事業費（補助金）32,000千円

補助対象経費

トマト黄変果対策に必要な遮光資材導入に要する経費

負担割合

県 1/3、事業主体 2/3
（上限補助額1戸当たり400千円）

事業実施主体

- ・ 農業者の組織する団体（3戸以上）、
- ・ 農業生産法人（正規雇用の従業員が3名以上）

取組みの要件

- ・ 前作において、緊急事態宣言発令月である1～6月（本県独自の発令の他、主たる販売先（東京都など）で、発令があった場合を含む）の販売単価が2ヶ月以上、前年に比べて1割以上減少。
- ・ セーフティネット（野菜価格安定制度または収入保険制度）に加入済み、または今後加入の意思表示。

対象品目

トマト（冬春作型）